

第6回稚内市廃棄物減量等推進審議会 開催結果（議事録）

1 日時

平成20年1月24日（木）15:00～17:00

2 場所

稚内市役所4階 第一委員会室

3 会議の概要

（1）開 会

（2）会長あいさつ

（3）家庭系ごみ有料化について

会長より、前回提出した答申案（会長私案）の修正案について説明があった。
また、事務局よりこれまで実施しているカラス対策について報告があった。

以下に、質疑応答に関する発言内容を記載しますが、審議員が特定できないように委員名を伏せています。また、場合によっては発言の一部を削除しています事を予めご承知願います。

【意見・質疑応答】

(A委員)

- 私としては、現在おかれているごみの状況を見ると、何とか平成 20 年 10 月を実施すべき時期と考えています。完全ではない形にしても、ある程度周知徹底できると思います。

(B委員)

- 周知徹底をどの範囲までできるかの判断が難しいところですが、例えば、日常会話の中で有料化の話が出るような形でないと周知徹底とはいえないと思います。

⇒ (A委員)

- いま、訪問講座を多く実施しているようですが、その状況はいかがでしょう？

⇒ (事務局)

- 今後の予定を含めると約 30 団体に実施しています。現時点では全ての町内会に周知徹底を図ったとは言いきれませんが、有料化の実施が決まったら、あらゆる手段を活用して行っていきます。

⇒ (A委員)

- 各町内会の会合等に積極的に参加して、有料化ありきではなく、ごみを分別して減らすことを含めて周知徹底してほしいと思います。

(C委員)

- ごみの問題については、町内会で動かなければいけないと考えていますし、実際に動いてもいます。総会や衛生担当者会議のなかで詳しく説明すれば、ある程度浸透すると思いますが、地域住民全てに浸透させるのは難しいと思います。周知徹底には時間がかかると思いますが、あらゆる手段を使ってPRしていかないといけないと考えます。

(D委員)

- 私たちの団体の中で、「私達も行事の中で周知徹底できるのではないか、市で行う以上の効果も期待できるのではないか」という話がありました。今後は、ごみに関する啓発活動を市とともに取り組みたいと考えています。

(E委員)

- 分別について、いかに周知徹底させるかが問題です。このことを忘れてはいけないと思います。

⇒ (事務局)

- 昨年末より、「ごみ袋ダイエット」という紙ごみ等のリサイクルに関する回覧用のチラシを全町内会に配布しました。来年度には、「ごみの出し方・分け方」の一覧を全戸配布するなど分別の周知徹底を図って、期間が短いという不安もありますが、有料化実施の

前にごみ袋が小さくなったことを実感していただく取り組みを行います。また、有料化実施の前には有料化についてのチラシを全戸配布します。分別を徹底して有料化を周知し、平成 20 年 10 月に有料化を実施したいと考えています。

(F 委員)

- 今回の修正案を見て、審議会が出された意見をきちんと反映していると感じました。中間答申案が出れば、マスコミや議会に広がり、自然と市民に浸透していくと思います。むしろ、担当課が大丈夫なのかが心配ですが、頑張ってくださいと思います。また、周知徹底については、チラシがあれば分かりやすいですが、前回配ったチラシでは大きすぎると感じます。

⇒ (事務局)

- 前は、高齢者に見えづらいことを考え、大きくしました。今は冊子にして配布したいと考えています。

(G 委員)

- 有料化については、時間や実施方法等を考えると、10 月実施で大丈夫だろうと思いますが、リサイクルの周知徹底が心配です。答申案については、皆さんの意見が反映されてこれで大丈夫だと思います。

(H 委員)

- 有料化の実施については、地域の人みんなで上げていきたいと思っています。別件ですが、海から上がって来たヒトデや海藻やごみなどがどうなるか心配です。

⇒ (事務局)

- 網にかかってあげてしまった物は、海に返せず事業系一般廃棄物として処理されます。

⇒ (H 委員)

- 現在、漁師は、網を処分するのに手間や経費がかかって大変な状況です。

⇒ (事務局)

- 海岸に上がってきた漂着物については一般ごみとして受けていますが、網に掛かった物については事業として行っているときの物なので、事業系一般廃棄物として扱う形になります。

⇒ (H 委員)

- 海から打ちあがってきた漂着物はどうなりますか？

⇒ (事務局)

- 漂着物を清掃活動で集めた物は無料で集めています。なお漂着ごみについては、日本海の地域を中心に、国家的な問題となっており、国でも対応を模索しているところです。その中には漁業で使用していると思われる物も含まれることを考えないといけないと思

います。また、網に掛かったヒトデや貝殻等については、今後、バイオマスとして有効利用することで国も考えており、市でも中間処理施設を建設して、生ごみ、下水道汚泥、水産残渣も含めて、共同処理して有効活用できないかを検討しています。

⇒ (I 委員)

○ 網についてはいかがでしょうか？

⇒ (事務局)

- 網をそのまま入れると、覆土後埋立地が崩れてしまう危険がありますので、処分場で受入する基準として、15cm以下に切ってもらっています。これは法律で決まっています。プラスチックの浮きも切ってもらっています。切れない場合は取扱している市内の業者や苫小牧市に持って行き、焼却してもらっているようです。ボランティアで集めて頂いた物についても、受入する処分場からすると、基準に基づいた処理が必要なことから、一般ごみの受入に関連して、どうしても受入できない物も出てくることをご理解いただきたいと思います。

(I 委員)

○ 有料化については、注目が集まっており、周知しやすいのではないかと思います。町内会だけでも周知徹底ができないと思いますので、事業所に対しても訪問講座を行って、職員に周知徹底させることもできると思います。また、ごみステーションに「ルールを守って出さないごみは受入しない」など、注意を促す看板を設置すればよいのではないのでしょうか？

⇒ (事務局)

- 町内会だけではなく、事業所を訪問することも周知徹底の一つだと考えていますので、積極的に訪問したいと考えています。また、ステーションの看板設置についてですが、看板を作るとかなり高いので、紙で印刷してラミネート加工したものを町内会に提供すれば、こまめに周知できると考えています。

(J 委員)

○ 答申で、ごみ処理費用を節減することと、生活弱者への対応など重要な事項が盛り込んでいるのは良いことです。また、答申の中で「市と市民のパートナーシップによるごみの減量化」とありますが、周知徹底を市が行うのはもちろんですが、それだけでは限界があるので、町内会や企業等ともパートナーシップをとって、協力しながら多角的に行えばよいと考えます。有料化だけではなく、分別についてもいかに密度の濃いパートナーシップを図れるかが重要です。

(中陳会長)

○ 他にご意見はありませんでしょうか？

⇒ (事務局)

- それでは、時間のこともありますので修正案の内容や文言等を確認していただきたいと思ひます。『有料化の実施時期』、『手数料の料金水準』の点について審議頂きたいと思ひます。また、『付帯意見』では、生活弱者世帯への対応や環境教育の問題等、委員の意見を反映し網羅していると思ひますが、この内容について、ご審議いただきたいと思ひます。

⇒ (A委員)

- 『有料化の実施時期』についてですが、私としては平成 20 年 10 月に実施することを盛り込みたいと思ひます。10 月実施であれば、まず分別を優先させたなかで、有料化を実施するという形になると思ひます。事業系ごみや産業廃棄物は既に有料化しています。有料化による事業系ごみの料金との整合性の問題がありますが、中間答申で家庭ごみの有料化実施を挙げ、事業系ごみについては、2 月、3 月で各業界の幅広い意見を聞いて段階的に上げていくなどの方法を取っていけばよいと思ひます。

⇒ (E委員)

- 事業系ごみについては、将来にわたり社会状況を見ながら随時審議していくのが良いと思ひます。

⇒ (事務局)

- 事業系ごみに関して、自己搬入している業者と、許可業者と収集運搬委託契約を結んでいる業者があり、その違いが出てきます。その量の割合を分析しなければなりませんし、この他に経済的負担や料金設定等も考えなければなりません。この件については、引き続き議論して頂くことにして、家庭系ごみの量が非常に多く、早急な排出抑制対策は必要だと思ひます。

⇒ (A委員)

- 中間答申は、3 月議会に挙げて審議されて最終的に決まる形になるのでしょうか？

⇒ (事務局)

- 3 月議会では、まず、条例改正案を挙げ、それに伴い、10 月に実施を予定しているのが半年分の歳入の見込み額を挙げますが、1 年間約 8 千万見込んでいます。初年度は、袋を多く作る必要があるため、管理費にある程度必要と思ひますが、残りは新たなごみ処理費用に使えるだろうと考えています。これからは生ごみ・廃プラスチック中間処理施設、新ごみ処分場の償還金、新たなごみ施策などで、さらに経費がかかっていきます。費用も含め、ごみ処理施策に関しては市の施策の中でもかなり注目されており、有料化だけではなく、ごみ処理施策を強化する姿勢についても、議会で取り上げられると思ひます。

⇒ (A委員)

- 今回、中間答申を 3 月議会に出すとして、事業系ごみについては 2 月、3 月に審議して最終答申を出そうとしていますが、いつの議会で出す形になるのでしょうか？

⇒ (事務局)

- 事業系を見直すとしたら9月議会に挙げ、平成21年4月実施という流れになると思います。その方が事業者の予算組みもしやすいと思います。ただ、経済負担の問題もあり、慎重な審議が必要だと思います。併せて、廃プラスチック分別など減量化の評価についても審議して頂く形になります。

⇒ (A委員)

- 答申案としては、できるなら平成20年10月に有料化を実施するという形にしたいと思います。あと、1リットル当たり2円の価格が妥当かという点を審議してはいかがでしょうか？

⇒ (事務局)

- 全国の状況を見ると、価格が高ければ高いほど排出抑制の効果が上がるが、逆に不法投棄が増えることも懸念されます。また、価格が低いと抑制効果が上がらない点があります。1リットル当たり2円では約2割から3割程の抑制効果があります。

⇒ (B委員)

- 2円で効果が上がらない場合、3円に上げることはあるのでしょうか？

⇒ (事務局)

- 当面はそうようにならないと考えます。

⇒ (B委員)

- 効果が現れないから、再度価格の値上げということが懸念されますが。

⇒ (事務局)

- 道内の自治体で見ると、財政状況を理由とした値上げはありましたが、排出抑制を目的とした値上げはありません。

⇒ (F委員)

- 排出抑制効果や実施している自治体の状況、そして負担割合を考えると、概ね妥当ではないかと思います。

⇒ (E委員)

- 私も、再度、価格の値上げを危惧しておりますが、市として、ごみ処理施策の将来的な目標を設定し、明確に打ち出すことが大事だと思います。

⇒ (事務局)

- 市では、平成17年に出した「ごみ処理基本計画」が、今後15年間の稚内市のごみ処理の方向性を明示したのですが、5年毎に改定していく形になります。今回の議論は、次の改定において、その方向性をしっかり議論していただくためにも、決して無にならない有効な議論だと思っています。

⇒ (A委員)

- 今回の審議委員の委嘱期間が平成21年11月までとなっていますので、将来的な問題も含めて、ごみ処理施策に対してしっかり監視していただきたいと思います。あと、付帯意見については、少子高齢化社会に向け、新生児世帯や高齢者世帯等の施策を是非取

り組んでいただきたいと思います。

⇒ (F 委員)

○ 家庭系ごみの自己搬入についても数的に想定した方がよいのではないのでしょうか？

⇒ (事務局)

● 家庭系・事業系の価格の整合性は必要ではないかと思ひます。

⇒ (A 委員)

○ 事業系ごみはもともと有料しており、これまで無料だった家庭系ごみを有料化した際には、排出者責任の観点からある程度の価格が上がるのはしかたがないのではないのでしょうか？

⇒ (J 委員)

○ 答申案というのは具体的に書いた方が絶対に良いです。実施時期を記載すれば、時期が早まるにしても遅れるにしても、その理由を行政は明確に説明しなければなりません。料金設定の整合性をどうするかという問題はありますが、答申は具体的に示した方が良いと思ひます。

⇒ (事務局)

● それでは、「排出抑制や処分場の延命等を考えると、平成 20 年 10 月実施が妥当である」という表現にしたいと思ひます。また、「自己搬入ごみについても、事業系や産廃の処理料金から比較した場合、整合性のとれる処理料金とすることが適切である」としたいと思ひます。

⇒ (中陳会長)

○ 是非そのようにしたいと思ひます。また、委員の皆様には任期の平成 21 年 11 月までの間、ごみ処理施策についてしっかり議論し、その成果の監視等をして頂きたいと思ひます。

(4) 今後の審議会の開催について

事務局より、「引き続き 2 月と 3 月にかけても、2・3 回ほど審議会を開催したいので、事業系ごみの料金等について議論していただきたい」との依頼があり、これまでの週一回のペースではなく余裕を持った日程で行っていくことを確認。次回は 2 月中旬に開催予定。

(5) その他

1 月 25 日に中間答申を市長に渡すことを確認。

(6) 閉 会